

平成26年度 総務厚生委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成26年7月15日（火）

2 視察先

千葉県我孫子市

3 視察項目

提案型公共サービス民営化制度について

4 視察の目的

高山市の今後の行政運営施策に活かすため

5 視察内容

ア. 提案型公共サービス民営化制度

これまで行政が担ってきた仕事を、民間の知恵とアイデアでより良いものにした上で、民間に移していくための制度。市が行っている全ての事業を対象に、民間から委託・民営化の提案を募り、市民にとってプラスと判断すれば、民間への委託・民営化を進める。

イ. 背景

昭和40年代から東京のベッドタウンとして成長してきた我孫子市において、団塊世代の大量退職が始まることによる大幅な税収減の見込みから、市職員の削減による効率的な行政運営が求められてきたことを背景とし、多様化してきているNPOや市民活動団体などを公共サービスの担い手として活かすことを主眼に制度を設計。

ウ. 経緯

平成17年3月議会において、市長の施政方針の中で本制度の実施を表明した際、知らなかった市職員が急きょ制度設計に取り組み、平成18年3月に募集をスタート。

「これからの行政職員の役割は、公権力を伴う仕事とまちづくりの目標に向かって市民とともに活動をコーディネートする仕事、民と官が対等の立場で協働し「新しい公共」をつくること。」（福島市長）

エ. 事業リスト

前提としては、例外を設けずすべての事業を公表。

（市ホームページに、検索性を考慮しエクセルデータで公表）

- ・行政評価制度（H14～）における行政評価表をもとに全事務事業を公表。
- ・人件費も含めた1年間の事業費も公表。

・法律の規定で民間が担うことが困難な事業や、もともと行政が責任を持って行う事業であっても、規制緩和の流れの中で「構造改革特区」や「市場化テスト」などの視点を用いて、民間からどんなアイデアが出てくるか分からないとの前提から制限を設けず。

オ. 提案手続き

質疑・照会・・・リストに掲載された事業に対する問い合わせ：各課に担当者

↓

事前協議・・・提案づくりのサポート

↓

書類提出・・・「提案書」「提案団体調書」

カ. 審査

提案審査委員会

常任委員 3名：企業格付け・公共経済学・PPPを専門とする大学教授

専門委員 2名：提案ごとに関連する専門家・受益者等を選任

キ. 審査方法

書類審査、提案者と担当課へのヒアリング審査

ク. 審査基準

| 評価基準 | 評価の視点 |
|---------|--|
| ① 独自性 | 提案に提案者独自のアイデア、工夫が盛り込まれているか |
| ② 市民の利益 | 以下の項目を総合的に判断し、市民にとってプラスになるか (1) 行政と民間の役割分担として適切か (2) 市が実施するより質の高いサービスが提供でき、市民サービスの向上につながるか (3) コスト削減に繋がるか (4) 雇用創出など市内経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか |
| ③ 実現性 | 実現性の高い内容となっているか |
| ④ 団体能力 | 事業を担う体制、能力を有しているか |

ケ. 審査結果の区分

・採用 審査基準をすべて満たした提案

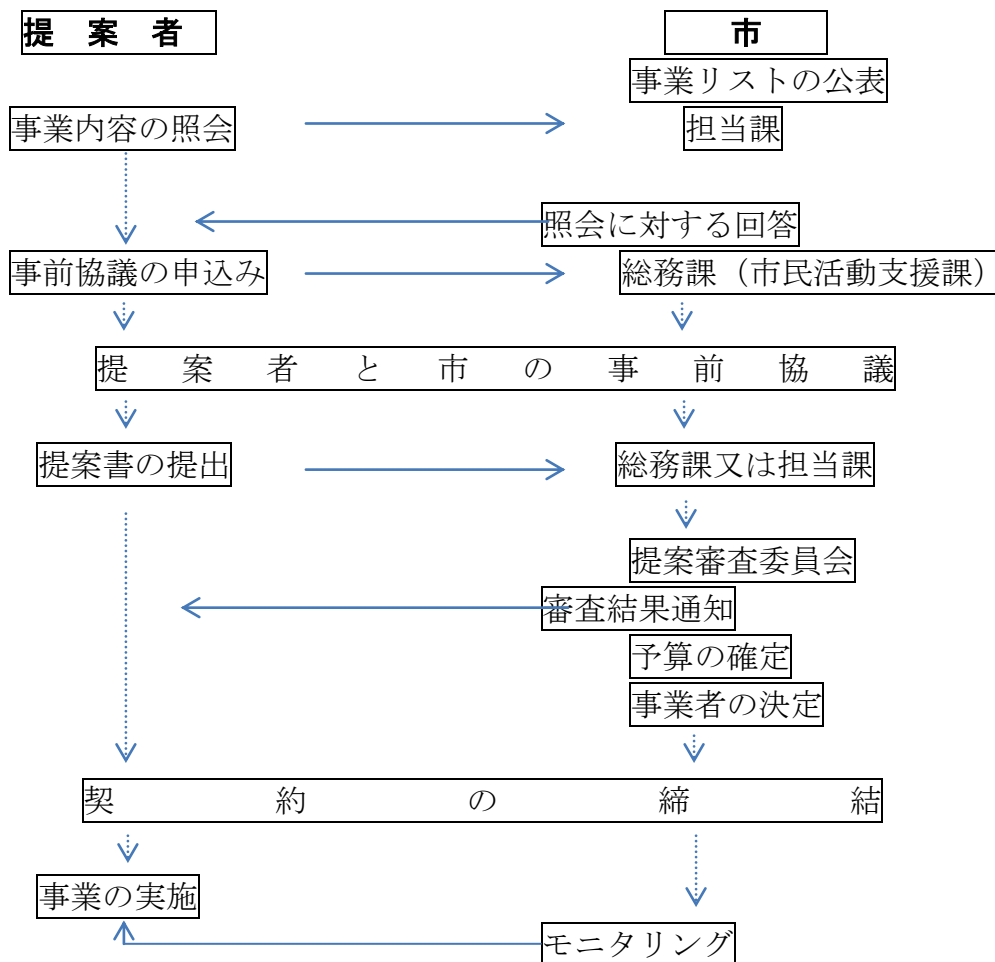
↓

随意契約で、提案者が事業者

・継続協議

・不採用

【提案型公共サービス民営化制度フロー】



コ. 実績

提案件数 114件 (79件・6件・15件・8件・6件)

審査件数 93件 (取下げ件数 21件)

審査結果 採用 49件・不採用 44件

サ. 評価・検証

- ・選考委員会の行うモニタリング「選考時の内容に沿っているか」を検証
- ・契約年数は提案にもよるが、基本1年とし3年後には競争性を働かせるためプロポーザルになる
- ・審査会で採用と決定したが、市として予算的に不採用としたケースもあり

※我孫子市の指定管理者制度 8施設のみ (すべて公募)

6 考察

仕組み

例外を設けず、すべての事務事業を公表し提案を受け付けるという方針のもと、従来からの官の発想にこだわらず、市民サービスの向上につながる新たな工夫を民に求めて

いく姿勢は市長の強いリーダーシップによるところが大きいと感じる。

もともとの制度設計の中で公共の担い手として求めていたのは、退職した団塊の世代のノウハウを活かした市民活動団体であり、その活躍による地域の活性化が主眼。

指定管理者制度は市が方針を決めて向かうのに対し、この制度はあくまで民間からの提案を活かそうとする仕組みで、条例化せず、毎年募集要領で対応するなかで試行錯誤を続けている。

法的に見て絶対に無理と思われるような事業まで、画期的な発想と方法論による提案が出てくる可能性を求めて門戸を開いておけるのは、東京のベッドタウンであり、進取の気性に富んだ多様な人材がそろっている我孫子市の特性によるところが大きい。

審査

公共の発注に求められる競争性・公平性と、アイデアの独自性にインセンティブを与え随意契約とすることの棲み分けが課題。

審査は審査委員の知識や経験値に頼らざるを得ず、人材が豊富な市だからできる制度。

評価

H18年からスタートし、サービス向上とコスト削減に結び付いてはいるが、千を超える事務事業のうち、これまでの提案件数が114件、現在実施されているのが27事業のみという実情は、随意契約とするためのハードルの高さによるものが大きい。

一番の成果は、企業や団体との意見交換・協議を通じ職員の意識改革を促すことができたことではないか。

実例

公共施設の包括管理業務委託（行政のタテ割りを外し、分野横断の施設管理）は、地域雇用・地元企業への圧迫の問題と競争性は求められるものの、中・短期の「修繕計画書」による計画管理の効率性も加え、入札・契約、維持修繕などの面で導入が考えられるのではないか。

広報の編集・印刷業務も3社による誌面づくりのプロポーザルで随意契約としており、担当職員の負担軽減とコスト縮減、読みやすさというサービス向上にもつなげており興味深い。

課題

少子高齢化や地方交付税の大幅減・市職員の削減など高山市を取り巻く環境の変化を見据え、我孫子市のように市民・行政・民間団体の役割分担による市民サービスの充実を図る仕組みを模索する必要はあるのではないか。

高山市において提案してくる団体があるのか、人件費削減に主眼を置いた提案ばかりにならないか、市民にとってプラスとなるか等、課題は多いと感じる。

基本が単年度契約で最長3年というなかで、持続性に課題があるのではないか。

平成26年度 総務厚生委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成26年7月16日（水）

2 視察先

東京都日野市

3 視察項目

福祉と教育が一体となった総合支援策

4 視察の目的

高山市の障がい児（者）福祉の施策に活かすため。

5 視察内容

ア. 日野市の概要

市制施行昭和38年11月3日、人口約17万人、面積27.53km²の細長い地形、一般会計当初予算552億7千万円、日野自動車などの企業が多く進出する工業住宅都市、「新選組のふるさと」としても知られている。

イ. 施設の設置目的

0歳～18歳までの市内在住者で、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野（教育委員会・小学校・中学校）が一体となって、継続した支援、専門的で総合的な相談や支援を実施する。

これにより、子どもの個性に応じた健やかな成長を共に支えあい、継続した育ちのサポートに資する。

ウ. 施設の概要

開設：平成26年4月

総工費：5億5千万円

補助 ＜国5,500万、東京都2億5,000万、起債2億2,000万、市700万～800万、その他＞

運営主体：日野市（直営）

エ. センターの主な特徴と実施事業

（1）発達や教育にかかわる相談の実施

これまでの体制は、発達支援と就学に関わる支援は、所管が違うことから別々

に行なわれていた。しかし、発達障害の疑いも含めた児童は全体の10%程度（高山市・全国とも同様の割合）おり、また、いじめや不登校等、子育てに関わる課題が複雑に絡み合うこともあり、保護者はどこに、誰に相談をしたら良いのか戸惑うことが多かった。

支援先が変更するたび、同じことを何度も書いたり話したりという煩雑なことも多く、保護者の大きな負担となっていた。

そこで、福祉と教育が一体となり、発達障害や就学相談、またサービスである療育まで一体的に実施できる発達・教育支援センター「エール」を立ち上げた。そして総合相談窓口を設置し、専門家による体制がとられている現在の施設が設置された。つまり、入り口は広いが個々の課題にあった専門的相談支援が受けられるといった保護者にとっては真にうれしい体制と施設となった。

（2） 切れ目のない一貫した支援の実施

これまで幼児期の場合、発達にかかわる相談・支援は就学期を迎えると情報・相談支援・サービス共に切れてしまうことがあり、保護者や児童にとって真に不都合な状況であった。しかし、「エール」設置により福祉と教育が一体となったおかげで情報の共有とサービスの継続が実施されている。また、保護者とサービス提供側が共に情報共有し、かつ情報管理ができるよう個別にファイルが作られ30歳まで保管されるなど、切れ目のない一貫した支援が出来る体制となった。

（3） 早期から適切な支援の実施

センター「エール」が出来たことで、専門職員が一堂に集まり、早期相談、早期療育が実現できるようになった。

例えば、乳幼児健診等(母子保健事業・巡回相談事業)に保健師、その他専門職が同席、または同行し、専門家の視点から、言葉の遅れ、落ち着きのなさなどへの対応が出来るようになっている。また、虐待の疑い等への対応もおこなわれ、早期発見にも繋がっている。

（4） 発達等に関わる専門職等による適切な支援の実施

多くの専門家が集積していること、またそこに施設がある事で、障がいに対し専門的なかわりが実施できている。例えば、児童デイサービスによる療育の実施。

言葉の遅れに対しては週2回間隔でトレーニングが行なわれ、保護者に対してもペアレントトレーニング（子どもへの関わり方の訓練）が実施されている。

（5） 家族等へのサポートの充実

日ごろの保護者の負担を軽減する意味等から、一時預かり事業をしている。

また、施設内には保護者同士が話し合い情報交換ができる部屋も用意されており、保護者間の交流事業も行なっていた。

(6) 進学や就労等自立を見据えた支援を実施

18歳までを対象とした事業であり、施設ではあるが、この事業の目的が最終的には子どもの、親亡き後の「自立」である限り、「就労」は欠かせない。

そこで、就労支援センター「くらしごと」と連携し、30歳まで個人情報を管理し支援している。

オ. 職員体制

常勤職員：センター長、課長2名、事務5名、保健師3名、心理士1名、ケースワーカー1名、保育士・幼稚園教諭（7名）

非常勤職員：医師（児童精神未就学1名、就学以降1名、スーパーバイザー1名）
相談指導員（心理士12名、言語聴覚士2名、理学療法士1名、保育士・幼稚園教諭19名、特別支援教育総合コーディネーター1名、就学相談員2名、スクールソーシャルワーカー1名、大学教授スーパーバイズ3名）
（相談担当職員は、兼任辞令により両課の業務に従事する。）

カ. 特筆すべきこと

(1) 「ひのスタンダード」

日野市の事業で、上記のほかに「日野市・特別支援教育スタンダード」という教職員のための指導書がある。（平成22年度、日野市の教員が作成）＜資料議会図書室に購入予定＞

日野市には「すべての子どもにとって良い環境や授業、指導のあり方をすすめる。」というコンセプトがあり、これは発達障がいに対する「ユニバーサル社会の実現」に繋がるすばらしい取り組みである。

発達障がいはこれから始まることに対してあらかじめ説明をし、順番を示せば混乱なく理解できる。理解できればパニック症状や多動といった特有の行動も少なくなり、授業や生活がスムーズに行く。このことは障がいのある子だけに有益なものではなく、これからのスケジュール等をわかりやすく字や絵で説明し理解すれば、安心して行動できることは皆一緒であるから、授業についていけない子や遅れがちの子にとっても、有益である。

しかも、子供の時期にこのような勉強が出来ることは、学んだ子供やその家族も発達障がいに対する学習ができていたため、やさしい対応が出来るということになり、地域の人々をも育てていくことになる。つまり、発達障がいがあっても周りの対応にバリアがなくなれば、障がいがあっても社会人として不都合がなくなるという、まさにユニバーサル社会の実現に繋がることである。

(2) 「エール」が出来るまでの経緯

平成17年発達障害者支援法、平成19年特別支援教育の転換を受け、日野市では「発達支援センター基本構想」を（これまで外郭団体が療育していた施設の老朽化問題

もあったため) 策定し、平成22年には発達支援センター基本計画を策定した。その策定に当たっては有識者(明星大学教授等によるスーパーバイザー)や職員、保護者などからなる「切れ目のない支援検討委員会」を立ち上げ、その中から現在の構想が生まれている。

そして、平成23年には「発達支援室」が新設された。また、平成24年には教育委員会も入り、今の体制がほぼ出来上がる。(教育と福祉の間に垣根があるのはおかしいとの発想から・・・)しかし、このような体制は全国的にも珍しく手探りの状態から始まった。

前市長が「隙間のない支援」を考えており、それに検討委員会からの「提言」がなされ、それが現市長に引き継がれ実現の運びとなった。

(3) なぜ、一体化したのか。

「就学でプツツときれてしまうなど、様々な不都合が生じた。何回も同じ話をしたり書類を書いたり保護者の負担は大きかった。また、発達障がいか、就学支援か、どちらに相談に行ったらよいかもわからなかった。連携でなく、一体となったほうがよい」とのスーパーバイザーからのアドバイスもあり、福祉と教育の融合が図られた。

(4) なぜ、市が直営でかかわるのか。

これらの事業が順調に進んだ背景には、障がい児に対する思い入れがある。前記のように市長の思い、理事者の思い、スーパーバイザーの存在があり、組織のあり方や予算、体制等、スムーズに進捗したように思う。

「日野の子どもは、日野で育てる」この思いに、直営でやっている意味が理解できる。愛と責任感の表れである。

6 考 察

今後の高山市の方向性

高山市の場合、日野市と同じ機能を発揮しようとする、少し状況が異なる。

- ① 面積が日野市の百倍近くあること。
- ② 支所が9箇所もあり行政機能が分散していること。
- ③ 高山市では療育は社会福祉協議会が中心となっていること。
- ④ 市長や理事者が中心となって障がい児を何とかしようとする動きがないこと。

などである。そこで、今ある資源とそれを活かした高山市独自の体制を作り、同様の機能を発揮する必要がある。

それには、提言「相談機能」「サービス機能」の整備について協議するため、日野市で言う「検討委員会」を開催する必要がある。その準備段階として、市長(福祉部、市民保健部)、教育委員会、議会が一度協議してはどうかと考える。

ぜひ、今回の視察を第八次総合計画に反映しなければならないと考える。